

広島県告示第四百号

平成十六年広島県告示第九百十七号（広島県港湾施設管理条例の規定による制限区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月二十三日から施行する。

平成二十三年四月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表中

箕沖地区	箕沖マイナス一〇メートル岸壁	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域
------	----------------	----------------------------

を

箕沖地区	
1	箕沖マイナス一〇メートル岸壁N.O.
2	箕沖マイナス一〇メートル岸壁N.O.
1	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域
2	岸壁から沖合五五メートルまでの範囲内の別図に示す水域

に改める。